**＜依　頼＞　安全保障輸出管理に係る確認書の提出について**

　大阪大学では経済産業省からの指示のもと、外国為替及び外国貿易法（外為法）による安全保障輸出管理の観点から、次のいずれかの場合に添付の確認書を提出頂くよう求めています。

・本学に教職員として雇用される場合

・本学との雇用関係等がある間に、新たに外国の法人に雇用される場合又は新たに外国政府から金銭その他の利益を得る場合

・外部機関との共同研究等に参加し、外為法上の規制技術を扱う場合等、輸出管理統括責任者により安全保障輸出管理上必要であると判断された場合

つきましては、添付の「外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び第２項の遵守のための特定類型該当性に関する確認書」（以下、「確認書」という。）においてご自身が特定類型に該当するかどうかチェックをいただきご提出をお願い致します。

1. 本確認書で得た情報は、本学における安全保障輸出管理の徹底やリスクマネジメントを目的として利用されます。あくまで外為法等の順守が目的であり、特定類型該当となった方を差別的に扱ったり不当に受入を拒否したりすることを目的として取得するものではありません。また、本確認書で得た情報は個人情報として学内で適切に管理され、輸出管理担当者等の特定の関係者以外には公開されません。ただし、経済産業大臣への許可申請等、安全保障輸出管理上必要と認められる場合は、本人の同意を得たうえで外部機関に提供する場合があります。
2. 大阪大学では人の受入について、外為法に基づいて「大阪大学安全保障輸出規程」を定め、審査を行っております。特定類型該当者と判断され、かつ規制の対象となる技術を取り扱う場合は、場合によっては経済産業大臣への許可申請が必要になり、希望する研究活動に制限がかかる場合があります。
3. 確認書提出後、内容に変更が生じた場合は、速やかに所属（又は所属予定）の部局事務まで申し出のうえ、改めて確認書を提出してください。
4. 確認内容に虚偽があった場合は、「大阪大学安全保障輸出管理規程」第２４条に基づき、処分等が行われる場合があるので注意してください。
	* 本件問い合わせ先：大阪大学研究推進部研究推進課

s-export@ml.office.osaka-u.ac.jp

* + 経産省からの案内：<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/minashi/jp_daigaku.pdf>



別紙様式第７号（第５条関係）（以下の文書又は以下の内容を外国語に翻訳した文書）

外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び第２項の遵守のための

特定類型該当性に関する確認書

部局安全保障輸出管理責任者　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年 　　月 　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　属

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

私は、国立大学法人大阪大学（以下「大学」という）が「外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び外国為替令第１７条第２項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成４年１２月２１日付け４貿局第４９２号。以下、役務通達という。）の１（３）サ①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び第２項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、大学の法令遵守のため、役務通達の１（３）サ①又は②に該当することについて確認のうえ、下記のとおり提出します。

記

私は、 □ 以下の①に該当します。

□ 以下の②に該当します。

□ 以下の①及び②に該当します。

 □ 以下のいずれにも該当しません。

1. 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体（その本邦内の支店、出張所その他の事務所を除く。以下「外国法人等」という。）又 は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行若しくは外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者（次に掲げる場合を除く。）
2. 当該者が大学との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき大学の指揮命令に服する又は大学に対して善管注意義務を負う場合において、大学又は当該者が、当該外国法人等又は当該外国政府等との間で、大学による当該者に対する指揮命令又は大学に対して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合
3. 当該者が大学との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき大学の指揮命令に服する又は大学に対して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人等（大学の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等又は大学により議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合
4. 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間 所得のうち２５％以上を占める金銭その他の利益をいう。）を得ている者又は得ることを約している者

事務記入欄：職員番号等

**＜補足＞**

* **類型１について**

NO

類型１には該当しない

あなたは外国法⼈等（外国⼤学を含む。）又は外国政府等と雇⽤契約（契約の名称を問わず、時間的・場所的に拘束されるもの）⼜は取締役としての委任契約を締結している。

YESS

あなたの本学との契約に基づく指揮命令⼜は善管注意義務が、外国法⼈等⼜は外国政府等との契約に基づく指揮命令⼜は善管注意義務より優先するとの合意がある。

類型１には該当しない

YESS

NO

「以下の①に該当します。」にチェックしてください。

**類型１に該当**

* **類型２について**

あなたは外国政府等から、個⼈として（×⼤学として、研究室として）多額の⾦銭その他の重⼤な利益を得ている、または、得ることを約束している。

NO

YESS

類型２には該当しない

NO

その利益を⾦銭換算した場合、年間所得のうち２５％以上を占めて

いるか︖

YES/

不明

「以下の②に該当します。」にチェックしてください。

**類型２に該当**